

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部
改正について

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年条例
第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専
門員研修を修了した者であって、その修了の日から起算して5年を経過しないもの又
は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日
から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したも
の」を「第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例の一部改正）

2 熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例（平成28年条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

(提出理由)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成 30 年厚生労働省令第 30 号)の施行に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。